

発刊によせて

人権教育研究室長 細見 和志

関西学院大学では、これまで「総合コース」という枠組みで提供してきた人権関係の科目を、本年度から「人権教育科目」という全学提供科目として開講することになりました。2009年度に新たに開講した講義「ヒューマン・セクシュアリティ」を加えて、現在9つの「人権教育科目」が開講されています。詳しくは、巻末の活動記録をご覧ください。

振り返ってみますと、最初の人権科目「部落問題」が設置されたのは1973年に遡ります。1971年に大学内で起きた差別発言事件をきっかけに、学内で本格的な人権教育の必要性への意識が高まり、「同和教育研究プロジェクトチーム（通称「同プロ」）」を中心にして教育体制の確立へ向けた準備が始まりました。この「同プロ」が現在の「人権教育研究室」へと発展し、徐々に開講科目も増え現在の形に至っています。

先日、本学の人権教育を担当してくださっている講師の方々をお招きして、懇談の時を持つことができました。出席していただいた方々から大変貴重なご意見をいただき、今後の「人権教育科目」の運営に活かしていきたいと思っています。その中で、大学の人権教育の大きな課題だと思ったのは、人権教育は単に「人権教育科目」だけが担うのではなく、大学で開講されている科目のすべてにおいて、人権の視点が何らかの形で反映されるべきではないか、というご指摘でした。具体的にどのような形であれば、人権の視点を持った授業になるのかは、今後の検討課題ですが、大学が提供している授業は単なる教員の研究成果の発表の場ではなく、教育の場であり、ひとりひとりの社会人を育てる場であるとすれば、そこに常に人権への配慮がはたらいっているべきであることは、いうまでもありません。人権感覚を身につけていることは、どのような職業に就く人であれ、必須の条件だからです。人権の視点から大学教育全体を考えるとという問題は、今後の人権教育研究室に与えられた大きな課題となるでしょう。

もうひとつ特に印象に残ったのは、人権教育の観点から大学が地域社会に貢献すべきではないか、というご意見でした。現代の大学は、生涯教育の推進や大学の社会的責任という点で、地域社会に開かれた大学であることが求められています。すでに大学内で行っている講演会や研究会などは広く一般に公開しています。近隣の住人の方々や、自治体の職員の方が参加されていることがよくあります。ただ、大学が外へ出て行って、人権教育や研究の成果を発表したりすることはあまり例がありません。

この問題を考える上でひとつのヒントになったことがありました。2月に、ある高等学校で「関西学院大学の人権教育」の現状と課題を報告する機会があったのですが、お招きくださった担当の先生とお話しするうちに、大学の人権教育が高等学校や、場合によれば小中学校などと連携を深める必要があるのではないかと、感じました。連携にもさまざまな可能性があると思いますが、一つは、教育内容に関する相互交流です。高校と大学の教員同士が、人権教育に関して情報交換しあい、取り上げるべきテーマや効果的な教育方法について議論しあうことによって、より体系的な人権教育を展開できるのではないのでしょうか。もう一つの可能性は、大学生がボランティアとして小中学校の人権教育に参加することです。社会的弱者やマイノリティに対する支援活動をしている団体の学生が、初等・中等教育の現場に自分たちの経験を生かす場が与えられれば、話を聞く生徒にとっても、参加する学生にとっても、教育的効果は大きいと思います。

ここにお届けする「関西学院大学 人権研究 第14号」は、本学の教員による研究成果と教育実践の報告が掲載されています。できるだけ多くの方々に読んでいただき、大学での取り組みを知っていただくとともに、新たな活動のための様々なご意見を頂ければ幸いです。